

アメリカにおける通学制公立聾学校の設立について

On the Foundation of Public Day Schools for the Deaf in U. S. A.

安 藤 房 治*

Fusaji Ando

はじめに

アメリカ合衆国（以下、アメリカとする）において盲、聾学校は、“Asylum” “Institution” の名称が示すように、社会事業の一環として19世紀前半に設立された。一方、19世紀後半から今世紀にかけての義務就学法の制定、公教育の拡大は盲、聾児をはじめ障害を有する児童の教育機会の拡大を促すと同時に、伝統的な寄宿制学校とは異なる通学制学校を都市部中心に生成させた。まず、聾児を対象としたホレー ス・マン校（Horace Mann School for the Deaf, 1869年）を皮切りにして、肢体不自由児学級（Chicago, 1899年）、点字学級（同、1900年）が続き、精神薄弱児学級は1900年以降急速に設立された。通学制障害児学校（学級）の成立要因を解明することは、アメリカにおける障害児学校史研究のための基礎的作業の一つである。

すでに荒川は通学制聾学校に言及し、その設立によって「寄宿制の学校との間にその得失を廻って論争」が生じたことを指摘し、論争の経過をも明らかにしている¹⁾。荒川の場合、必ずしも通学制成立の背景を解明することを意図してはいないが、荒川の解明した論争点の中に、通学制成立の論理が示唆されている。また、加藤は盲教育での通学制の成立過程を分析している。加藤は通学制成立の背景として、公教育制度の拡大、伝統的な盲教育の改革運動、地方教育当局の教育費削減政策を指摘し、その思想は「機会均等理念よりもむしろ社会適応主義を立脚点としたもの²⁾」としている。聾教育における通学制学校設立の背景を検討するにあたって、加藤の指摘から重要な示唆が与えられるだろう。この場合、盲教育との共通性、聾教育の独自性を明らかにするという視点から検討が必要になる。

1 通学制の特徴およびその発展

(1) 通学制公立聾学校の特徴

一口に「通学制聾学校」と言っても、表1に示されるように州、都市により異なった名称が使用されていた。しかし、①公費による維持、②通学制、という点で共通していた。また、シカゴ市では City Board of Education、ボストン市では City School Board によって監督されているように、“municipal school authorities” の監督下におかれていた（Report of the Commissioner of Education for the Year, 1881, p. ccxi）以下、シカゴ市を例にしてその実態を見てみよう。

イリノイ州においては、既設の寄宿制聾学校が存在していた（1846年創設）が、1870年当時その在籍人員は224名にすぎなかった³⁾。人口急増のイリノイ州内には、80年代になっても20歳未満の未就学児が500名以上いた⁴⁾。すでに1870年には、Greenberger, D.によって市内の小学校の校舎の中で聾児の教育が始められるなど、これら児童への教育を保障しようとする動きが出ていた。また、1874年聾啞者団体および P. A. Emery（後のシカゴ通学制聾学校々長）より通学制聾学校設立の請願書が議会に提出された。1875年、その維持が困難となった Greenberger の教室を Emery が継承する形で通学制聾学校が開設された。この学校に対しては、州の援助が得られず「学校は明白にシカゴモンスクールの一部とみなされ、全面的に市によって維持⁵⁾」されていた。また、これらの学校は小規模で市内に散在していたことを表2は示している。

表1 通学制公立聾学校一覧（1894—95年度）

所在地	校名
Chicago, Ill.	Chicago Day Schools for the Deaf
Evansville, Ind.	Evansville Day School for the Deaf
Portland Me.	Portland School for the Deaf
Boston, Mass.	The Horace Mann School for the Deaf
Minneapolis, Minn.	Minneapolis Day School for the Deaf
St. Louis, Mo.	St. Louis Day School for the Deaf
Cincinnati, Ohio	Oral School for the Deaf
Cincinnati, Ohio	Public School for the Deaf
Cleveland, Ohio	Cleveland Day School for the Deaf
Providence, R. I.	Rhode Island Institute for the Deaf
Eau Claire, Wis.	Eau Claire Day School for the Deaf
La Crosse, Wis.	La Crosse Oral School for the Deaf
Manitowoe, Wis.	Manitowoe School for the Deaf
Milwaukee, Wis.	Milwaukee Public Day School for the Deaf
Oshkosh, Wis.	Oshkosh Day School for the Deaf
Sheboygan, Wis.	Sheboygan Day School for the Deaf
Wausau, Wis.	Wausau Oral Day School for the Deaf

資料：Report of the Commissioner of Education for the Year 1894—95. p.2257.

表2 シカゴ市通学制聾学校の教師数と生徒数

校名	教師数	生徒数
1. Burr Public Day School for the Deaf	2	14
2. Darruin Public Day School for the Deaf	2	20
3. Deaf Department, Clark School	1	9
4. Dore Public Day School for the Deaf	1	10
5. Froebel Public Day School for the Deaf	1	6
6. Hammond Public Day School for the Deaf	2	12
7. Kozminski Public Day School for Deaf	2	14
8. Lyman Trambull Day School for Deaf	2	18
9. Ogden Day School for the Deaf	2	21
10. Prescott Public Day School for Deaf	1	6
11. P.D. Armour Public Day School for Deaf	1	9
12. Seward Public School for Deaf	1	6
13. Winfield Scott Schley Public Day school for the Deaf	1	6
14. Yale Day School for the Deaf	5	48

資料：Report of the Commissioner of Education for the Year 1904.

(2) 通学制公立聾学校の発展

1860年代末にその端緒を見た通学制公立聾学校は、その数において、1895年から1905年の15年間に急速に増加した（図1）。表3は通学制聾学校が、19世紀後から人口急増地域となっていた中北部（North Central）地域を中心に開設されていることを示している。なかでも、ウィスコンシン州は在籍数において通学制が寄宿制を凌駕するに致った点で注目できる（図2）。通学制聾学校が中北部地域の都市部中心に設立されていたことは、その背景にはアメリカ資本主義の急激な発展による都市人口の急増⁶⁾およびその下での聾教育要求の高まりとそれに対する公的施策、とくに都市教育行政からの対応があったと考えられる。

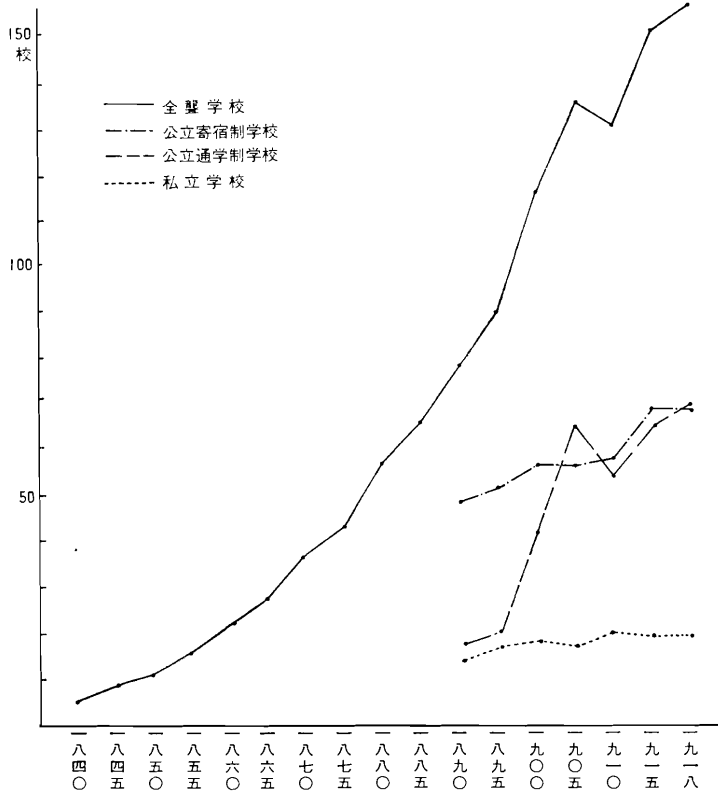


図1 聾学校数の変遷

資料：Report of the Commissioner of Education より作成

表3 通学制公立聾学校数・生徒数（1905年）

地 方	州	学 校 数	生 徒 数
North Central	Illinois	20	289
	Michigan	13	165
	Missouri	1	47
	Ohio	7	105
	Wisconsin	17	253
North Atlantic	Massachusetts	1	149
Western	California	5	85

資料：Report of the Commissioner of Education for the Year 1905より作成

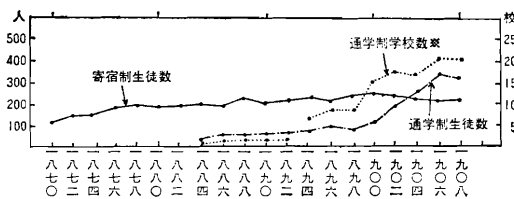


図2 ウィスコンシン州における聾学校数、生徒数の変遷

※寄宿制学校は一校のみ

2 口話法の導入と寄制学校批判

(1) 口話法の導入

アメリカ最初の通学制聾学校はホレス・マンスクールである。同校設立の背景を明らかにすることは通学制聾学校設立の背景を検討する上で欠かすことができない。

マサチューセッツ州は州内の聾児を隣州コネチカット州ハートフォード校 (American Asylum for Deaf and Dumb, Hartford, Conn. 1817年創設) に就学させ、給費を支給することによって、約半世紀間、聾教育に関して隣州に依存してきていた。しかし、「ヨーロッパでの教育方法について知っている多くの聡明な人々は、ハートフォード校⁷⁾において開設当初から採用され、維持され続けている教育方法が最善の方法ではないと信じている」との意見に示されているように、マサチューセッツ州内の聾教育者の間には、ハートフォード校に対する教育方法上の不満、すなわち当時伝統的に使用されてきていた手話法に対する不満があった。すでに、1843年、ホレス・マン (Horace Mann, 1796—1859) とハウ (Samuel Griedley Howe, 1801—1876) は、聾教育方法研究のためにヨーロッパ各校を視察してまわり、帰国後マンを中心に報告書を出版し、当時ドイツで普及していた口話法の採用を強力に唱導し始めた。

マンやハウの口話法導入に衝撃をうけたハートフォード校やニューヨーク校 (Institution for the Instruction of the Deaf and Dumb, New York, N. Y.) もヨーロッパに視察を送ったが、その結果、口話法の導入に否定的な結論を出し、ますますサイン法に固執することになった。マサチューセッツ州の口話法支持者たちは、「理事者たち (ハートフォード校の——筆者注) が全権を握り、かたくなに古い方法に固執している」ハートフォード校⁹⁾に対する期待を捨てて、「彼らが非常によい教育方法だと信じている方法の利益をマサチューセッツ州の聾者たちに得させる努力をする」こと¹⁰⁾になる。たとえば、ハウが議長をしていた州慈善委員会は、「聾啞教育体制の変革」についてのプラン、具体的には州内に聾学校を開設することを州議会に提案した。¹¹⁾ こうして、州内に聾学校開設の気運が高まり、その後クラーク聾学校 (Clarke Institution for Deaf-Mutes, Northampton, Mass.) とホレス・マンスクールの開設に至るのであるが、その経過については後述する。ここでは、ホレス・マンスクール開設の一要因となる口話法の理念について検討する。なぜならば、口話法の理念が通学制聾学校開設の教育方法上の動機を形成し、その性格を規定すると考えられるからである。

(2) 口話法の理念

アメリカへの口話法導入の代表的推進者であったマンは、ドイツで隆盛を極めていた口話法による指導を直接目にして、聾啞者が会話できることに驚愕し、帰国後「発音の力——他人が話すように話すこと——それのみが、彼を社会へ回復させるのである。これは可能だし、実際あらゆる場合なされており、私は多くの証拠を得た」と報告した。¹²⁾ マンは「公教育の父」として知られ、マサチューセッツ州の初代教育長として公立学校の普及・発展に寄与した。マンは「万人の平等とか、独立ということ、あるいは教育の本源的権利やあるべき姿について説得するときは、自然法を主張してやまないが、しかしいったん人開の現実行動や基準に説きおよぶやいなや、忽ち功利主義の原則をとり出して説き始める」と¹³⁾評されているように、功利主義の立場から教育を考えていた。だからこそ、聾者の教育についてもその目標を“社会への復帰を可能にする”ことにおき、そのための最善の方法として口話法による教育を唱導したのである。

(3) クラーク聾学校の開設

幼児期に失聴した子どもを持つ親たちの間から、早期教育によりスピーチ能力を保持させるための訓練を望む声が高まってきたことが、口話法による学校設置運動に一層拍車をかけることになった。なぜならば、既存の寄宿制学校は入学年齢が高く、¹⁴⁾ またその教育方法も手話法によっていたからである。¹⁵⁾

このような親の一人であった Hubbard は、1866年に私的な学校 (Chelmsford 校) を発足させていたが、その後口話式学校の設立を州議会に請願した。1867年7月、ノーサンプトンに、聾児のための学校を法人の下に設立する法案は議会通过、同校は20名の生徒をもって同年10月スタートした。¹⁶⁾ ここにクラーク聾学校が設立された。クラーク校は「純粹口話法への志向性を有した」「関係者と父母たちの熱意に動かされた実験教育」として設立され、その後アメリカにおける口話法による教育発展の出発点となった。¹⁷⁾

(4) 寄宿制学校批判と通学制の成立

ホレース・マンスクールの開設された1869年には、クラーク聾学校設立に象徴されるような口話法導入、普及運動があったが、通学制聾学校の開設は、それに加えて既存の寄宿制聾学校に対する批判の運動を背景にしていた。ハウはすでに19世紀半ば、盲教育において寄宿制に対する批判と、生徒を近隣の家に住ませ、教育のみを一緒に集めて行なうという一種の通学制を示唆した¹⁸⁾。聾教育においても彼の寄宿制に対する批判の立場は変わらず、州慈善委員会議長として委員会年報でも論及している。たとえば、1866年には「聾者も盲人もコモンスクール内で教育するプラン¹⁹⁾」を提案している。ハウが寄宿制を批判し、「コモンスクールでの教育」を主張するのは、口話法を聾教育の方法として採用することを主張したマンの主張と共通するところがある。それはすなわち一般社会への適応をスムーズにし、聾者、盲人の自立を促すことであった。たとえば1867年は次のように報告している。

「教育の主な目的が、患者（障害を有する子ども——筆者注）に対する特別な疾患の好ましくない影響を打ち消すことであり、彼らの性格をそれが乱すことを防御することであり、さらにできる限り彼らを正常な人間にし、そして通常の社会生活の準備をさせることである場合、彼らは幼児および青年期全般にわたって普通の人々と一緒に訓練され、教育され、交わされるべきであり、できる限り一般社会の中で生活すべきである。そして彼らは隔離され、一つの階層に分けられ、そして彼らだけで交流させられるべきでない²⁰⁾」

口話法運動と寄宿制に対する批判がどのように通学制聾学校設立に結びつくのであろうか。ここでボストン市内に通学制聾学校が設立される経過とその背景について検討してみる。

ボストン市内に聾学校が必要とされた背景には、先のクラーク聾学校開設後においても市内に多数の未就学聾児が放置されていた事実をあげることができる。たとえば、学校開設の中心的な担い手となった King, D. (ボストン市学校委員) が学校委員会に対して「この種の学校を設置するほどの教育の手段の欠けている聾児が市内に十分いる」と訴えていることでもわかるであろう。King は、公立通学制聾学校の開設を主張したが、その主要な理由は、通学制により聾児に家庭教育と公立学校教育を同時に保障できる点にあった²²⁾。

ボストン学校委員会は、1869年11月、The School for the Deaf Mutes の名称で市内に一教室を開いた。学校委員会は、この学校の教育は口話法によることを決定し、1877年には、口話法の主唱者でもあったホレース・マンの名を冠し、校名を The Horace Mann School と改称した。同校は、「クラーク校と共に、わが国ではそれまで知られていなかった教育方法の導入と幕明け²³⁾」となった。

以上のように、ホレース・マンスクール開設の背景には、寄宿制学校への批判と口話法導入とがあった。同様の背景は、他の通学制聾学校の場合も指摘できる。

ウィスコンシン州は通学制の在籍生徒数が寄宿制のそれを上まわった点で、通学制聾学校が少なくとも量的には最も発展した州であることは前節で述べた。ウィスコンシン州では、通学制聾学校設立運動の中心になったのは、当時ドイツで広まっていた Articulation 法による聾教育を身につけていたドイツ人たちであった。ミルウォーキー市に住む博愛家 Peter L. Dohmen と Mr. Carl Trieschmann は、まずドイツ人の貧困児童を対象にした私的な学校を1878年1月に開設した²⁵⁾。その後、同校とその教育方法に関心を示したドイツ人120名のメンバーで「貧困児童の援助と聾児教育の口話法拡大を促進するための協会」を設立し、財政的援助を与えた。一方で、市内に住む聾児の教育の必要性に迫られていた市教育委員会は、協会とのとりきめにより、1883年この学校を基盤にして通学制聾学校を開設した。同校の設立趣意書によれば、設立の目的は(1)口話法に最適であること、(2) Asylum や Institution に閉じこめる不幸から保護すること、の二点であった。

3. Bell, A. G の通学制学校理念

本節では、19世紀末から20世紀初頭にかけて口話法導入運動の中心となっていた A. G. ベル (Alexander Graham Bell²⁷⁾) の通学制公立聾学校に関する見解を検討する。ベルは1887年7月、シカゴ市教育委員会の招きで行なった講演の中で、公立学校内で聾児を教育することに関する利点を述べた²⁸⁾。ベルの意見を検討する

ことは、通学制聾学校在公立学校制度の一環として発展していく要因を検討する上で一つのカギを握っていると思われる。この点で本節は、全体のまとめの位置を与えられている。

まず既存の寄宿制聾学校の問題点については、次の三点をあげている。第一に寄宿制が「(聾児を——筆者注)健聴児世界から分離されたグループにする」こと、第二に「子どもを占有する親の権利は、すべての人が尊重すべき義務がある、奪うことのできない権利の一つである」ところが金持ちでない親たちは州の認めている Institution が少ないので「子どもを教育するために家庭から遠く離さざるを得ない」こと、第三に寄宿制は通学制に比べて金がかかりすぎること(彼は、通学制の場合聾児一人当たり年間 100 ドルですむのに、寄宿制の場合 223 ドル 28 セントの支出を必要とすると述べている)である。この問題点を解決するために「もっとも実際的で、有益で、そして経済的な学校として公立学校内に聾児クラスを設ける」、具体的には「公立学校校舎の中に小さい教室を(普通の学級とは——筆者注)分けて設け」「多くの健聴児と同じ校舎で教育する」(傍点筆者)、すなわち「聾児を遊びの時間健聴児と一緒にすごさせることによって、さらに情報が目で得られる学科の授業のために健聴児と一緒にのクラスに聾児を入れることによって交流を促そうとした。またベルは、必ずしも寄宿舎制に反対し、通学制への一本化を主張していない。通学制は可能ならに建てられるべきであり、通学制聾学校に出席できない聾児を収容するための補助施設としての寄宿制の役割を主張し、それぞれの発展を提案している点は特筆すべきである。

それでは、ベルはいかなる教育理念によって上述のような提案を行なったのであろうか。何よりもまず、州や市の経済的負担の軽減が主眼におかれていた。すなわち、公立学校内の教室を利用することは「設備が特別の費用なしに得られるので経済的」であり、「通学制プランは両親が扶養費に責任を持つ」ので州や市の負担がそれだけ軽減されるというのである。また、「無教育の聾啞は社会の危険なメンバーとなるし、それ故に社会は自己防衛の点から、聾児が教育されなければならない」という社会防衛の観点に立脚していた。この点からみれば、ベルが口話法や通学制が「すべての聾児に適用可能かどうかということは別問題であった」と Fay が評する理由も理解できるだろう。²⁹⁾

以上の点から見る限り、ベルが通学制聾学校を提案したのは独占資本主義の確立期における支配者層の公教育に対する要求、たとえば社会防衛の立場からの公教育への期待が反映しているといえる。

ベルの提案が、シカゴではある程度受け入れられていることは、表 2 が示すように、シカゴ市内に通学制聾学校が散在し、それぞれの規模が小さいことでもある程度理解できる。

まとめ

通学制公立聾学校は、第 1 に人口急増地域において高まる教育要求に対する都市教育行政の支持、第 2 に、寄宿制学校批判、第 3 に口話法導入運動を背景にして 19 世紀後半から急増した。寄宿制学校批判は盲教育の場合と共通の背景と言えるが、口話法導入が通学制設立の背景となった点は聾教育の独自の要因であると言える。ウィスコンシン州の例で示されているように聾児の教育機会の拡大に対しては州立の寄宿制聾学校よりも通学制の方が貢献した。この点は、通学制に対して消極的だったイリノイ州の場合も共通している。こういう意味で、通学制は州よりも都市教育行政の方から支持されていたと言える。ただこの場合、ベルの指摘にあるように、寄宿制に比して通学制の方がより教育費の負担が少なくすむという理由もあったことが考えられる。

(注)

- 1) 荒川勇, 欧米聾教育通史, 峯文閣, 1970. pp. 405—413.
- 2) 加藤康昭, 盲教育史研究序説, 東峰書房, 1972. p. 211.
- 3) Report of the Commissioner of Education for the Year 1870. p.530.
- 4) American Annals of the Deaf. Vol. 29. 1884. p. 313.
- 5) Vaught, L. O., Short Sketch of the Chicago Day Schools for the Deaf 1870—1893. E. A. Fay, Histories of American School for the Deaf, 1817—1893. 1893. なお、シカゴの通学制聾学校設立の経緯は本資料に依拠した。
- 6) アメリカの入国移民数は 1860—70 年に 230 万に達し、これに次ぐ 10 年間は 300 万人に及んだが、その 3 分の 1 はドイツ人であった。これらの移民たちが、この当時開拓されつつあった中北部に移り住んだこ

とは想像にかたたくない。

- 7) Annual Report of the Board of State Charities. 2th. 1865. p.1viii.
- 8) マンによりドイツ口話法導入に関する報告の出された翌年、ハートフォード校は Lewis Weld を、ニューヨーク校は George, E. Day をヨーロッパに派遣した。彼らの報告は「サインはフランス、イタリア、英国で使用されており、口話法はドイツにおいてだけであった。多くの場合、機械的な発音の教育は多くの努力に報いるにはほとんど利益はみられない、それ故にアメリカの学校では実質的な変革はなされるべきでない」(Fuller, S., The Horace Mann School for the Deaf, pp.17-18. E. A. Fay, Histories of American School for the Deaf, 1817-1893. 1893.) という内容であった。
- 9) Annual Report of the Board of State Charities. 2th. 1865. p. 1viii.
- 10) ibid. p. 1viii.
- 11) ibid. p. 1viii.
- 12) Annual Report of the Secretary of the Board of Education of Massachusetts for the Year, 1839-44. p 239. (上野益雄, アメリカ聾教育における口話法の成立について, 東京教育大学教育学部紀要, 第22巻, 昭和51年. p. 118. より引用)
- 13) 海後勝雄・広岡亮蔵(編), 近代教育史 I, 誠文堂新光社, 1949年, p. 189
- 14) ハートフォード校の創設から47年間の平均入学年齢は14歳にやや満たないものであった。(荒川勇, 前掲書, p. 367.)
- 15) Hubbard, G. G. には猩紅熱で聾になった娘があり, 「多くの聾啞児がスピーチを獲得できない不幸な位置にあるのを思い, 生後の獲得聾にはスピーチの保存と改善にすべての努力を払い, 先天聾にもその心的条件が可能であるなら, 読唇, スピーチを教える学校の設置を思いついた」(荒川勇, 前掲書, p. 363) のである。
- 16) Hubbard の開いた Chelmsford の学校は新しい学校に吸収された。
- 17) 上野益雄, 前掲書, p. 123.
- 18) 加藤康昭, 前掲書, p. 206.
- 19) Annual Report of the Board of State Charities. 2th. 1865. p. lix.
- 20) ibid. 4th. 1867. p. lxi.
- 21) Fuller, S., op. cit. p.4.
- 22) Fuller 女史は「ボストンとその近郊の聾児に対してコモンスクール教育を受けている間, 彼らの両親の保護下で, 自分の家庭で生活する権利を獲得した荣誉は, Rev. Dexter S. King に与えられる」(Fuller, ibid. p.3) と述べている。
- 23) ibid. p.16.
- 24) Wisconsin Phonological Institute, The Wisconsin System of Public Day Schools for Deaf Mutes. In E.A. Fay. op cit. ウィスコンシン通学制学校の設立経過についてはこの文献を参考にした。
- 25) 開設時, Articulation の教師であった Prof. Adam Stetlner が教師に迎えられ, 4名の児童を教育することから始まった。なお, 当初同校は寄宿制と通学制の併設であった。
- 26) 設立趣意書は要旨以下の通り。
この学校では, 純口話法もしくはドイツ articulate 法により教育が行なわれる。これにより聾啞者は口唇から話し, 読むことを学習する。この教育方法は聾啞者たちを聞き話すことのできる人々と平等にすることができる唯一のものである。通学制学校は口話法に最適であり, また聾啞者の一般的成長と福祉にとって最も適している。なぜならば, それは, 彼らに聞き話すことのできる人々との自由な交流を保障し, そして聾啞者同志の絶え間ない交流から不可避免的に生じる不幸, すなわちこの不幸はこれらの子どもたちを Asylums, Institutions および寄宿制学校に閉じ込めることについての重大な欠点であるが, この不幸から彼らを保護するのである。
- 27) Bell は, スピーチ指導法の確立, 難聴児教育, そのための残聴利用の必要を説き, 聾の統計的研究から, 彼等を手話, 身振語の世界に閉じこめることは, 相互結婚, 遺伝聾の出現を増すと説き, また口話教育を始め種々の学習, 発達に, 収容制の学校より通学制の学校を推奨した。1890年には, 主として, 彼の努力で “American Association for Teaching Speech to the Deaf” が設置された。これは口話指導促進の全国的な教員組織に発展した。(荒川勇, 前掲書, p. 373. なお, Bell については同書 pp. 370-373で詳細に説明されている。)
- 28) Fay, E.A. Discussion at Chicago Concerning Deaf Classes in Public Schools. American Annals of the Deaf. Vol. 29. 1884. pp. 312-317
- 29) ibid. p.316.